

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
1	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	土地 施設使用料 評価額×(4/100)					評価額×(4/100)（現行どおり）	県内他市町と比較し適正な率であるため、現行のままとする。
2	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	建物 施設使用料 評価額×(8/100)					評価額×(8/100)（現行どおり）	県内他市町と比較し適正な率であるため、現行のままとする。
3	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	電柱敷地 施設使用料 電気通信事業法施行令第8条に規定する額					電気通信事業法施行令第8条に規定する額（現行どおり）	法令に基づく額
4	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	その他 施設使用料 評価額×(10/100)					評価額×(10/100)（現行どおり）	県内他市町と比較し適正な率であるため、現行のままとする。
5	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	学校校庭 矢板小 照明施設使用料 1,200円 /1時間	2,809円	50%	1,405円	1,680円 (40%)	1,400円 /1時間 (+200円)	備品64灯（灯具+安定器）
6	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	学校校庭 東小 照明施設使用料 1,100円 /1時間	2,714円	50%	1,357円	1,540円 (40%)	1,300円 /1時間 (+200円)	
7	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	学校校庭 泉中 照明施設使用料 800円 /1時間	2,070円	50%	1,035円	1,120円 (40%)	1,000円 /1時間 (+200円)	
8	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	学校校庭 片岡中 照明施設使用料 800円 /1時間	2,111円	50%	1,055円	1,120円 (40%)	1,000円 /1時間 (+200円)	備品64灯（灯具+安定器）
9	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 矢板小 照明施設使用料 700円 /1時間	1,916円	50%	958円	980円 (40%)	900円 /1時間 (+200円)	
10	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 東小 照明施設使用料 300円 /1時間	1,653円	50%	826円	450円 (50%)	400円 /1時間 (+100円)	
11	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 川崎小 照明施設使用料 300円 /1時間	1,638円	50%	819円	450円 (50%)	400円 /1時間 (+100円)	
12	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 西小 照明施設使用料 300円 /1時間					廃止	条例廃止済
13	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 豊田小 照明施設使用料 300円 /1時間	1,868円	50%	934円	450円 (50%)	400円 /1時間 (+100円)	
14	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 泉小 照明施設使用料 300円 /1時間	1,598円	50%	799円	450円 (50%)	400円 /1時間 (+100円)	
15	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 片岡小 照明施設使用料 300円 /1時間	1,452円	50%	726円	450円 (50%)	400円 /1時間 (+100円)	
16	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 乙畑小 照明施設使用料 300円 /1時間	1,348円	50%	674円	450円 (50%)	400円 /1時間 (+100円)	
17	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 安沢小 照明施設使用料 300円 /1時間	1,412円	50%	706円	450円 (50%)	400円 /1時間 (+100円)	
18	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 矢板中 照明施設使用料 800円 /1時間	2,102円	50%	1,051円	1,120円 (40%)	1,000円 /1時間 (+200円)	

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
19	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 泉中 照明施設 使用料 700円 /1時間	2,007円	50%	1,003円	980円 (40%)	900円 /1時間 (+200円)	
20	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	体育館 片岡中 照明施設 使用料 700円 /1時間	2,051円	50%	1,025円	980円 (40%)	900円 /1時間 (+200円)	
21	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	武道場 矢板中 照明施設 使用料 200円 /1時間	754円	50%	377円	300円 (50%)	300円 /1時間 (+100円)	
22	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	武道場 片岡中 照明施設 使用料 200円 /1時間	1,052円	50%	526円	300円 (50%)	300円 /1時間 (+100円)	
23	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	片岡中家庭科調理室 施設使用料 2,000円 /3時間					廃止	使用実績がないため、削除
24	矢板市行政財産使用料条例 S57.3.23 (H31.3.20)	片岡中ミーティング室 施設使用料 1,000円 /3時間					廃止	使用実績がないため、削除
25	矢板市自家用有償バス設置条例 H10.12.24(H25.9.27)、 矢板市自家用有償バス設置に関する規則 H11.2.3(R1.9.19)	自家用有償バス 運賃 (1回) バス運賃 300円 /1回	1,140円	75%	855円	450円 (50%)	400円 /1回 (+100円)	
26	矢板市自家用有償バス設置条例 H10.12.24(H25.9.27)、 矢板市自家用有償バス設置に関する規則 H11.2.3(R1.9.20)	自家用有償バス 運賃 (1日) バス運賃 500円 /1日	1,904円	75%	1,428円	700円 (40%)	700円 /1日 (+200円)	片道料金を1.67倍（片道300円、 1日券500円）して計算

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
27	矢板市自家用有償バス設置条例 H10.12.24(H25.9.27)、 矢板市自家用有償バス設置に関する規則 H11.2.3(R1.9.21)	自家用有償バス 定期 券、回数券 バス運賃 【定期券】 1か月 大人35%、 小・中・高・大学生 50% 3か月 大人40%、 小・中・高・大学生 55% 【回数券】 150円券12枚1,500 円、 300円券12枚3,000円					【定期券】 1か月 大人35%、小・中・高・ 大学生50% 3か月 大人40%、小・中・高・ 大学生55% 【回数券】 200円券12枚2,000円、 400円券12枚4,000円	市営バスの定期券、回数券について は、規則第14条に割引の規定があ り、使用料を基準に計算する。 【該当部分抜粋】 第14条 条例第4条に定める使用料 の割引は、定期券及び回数券とする。 2 定期券は、1か月のものは1か月 を20日とし、3か月のものは60日 として、その往復の合計使用料を基準 とし、次のとおり割引するものとし る。ただし、前条第1号又は第2号に 該当する者は、適用される使用料の往 復の合計使用料を基準とする。 区分 期間 大人 小・中・高・大学生 1か月 35パーセント 50パーセン ト 3か月 40パーセント 55パーセン ト 3 回数券は、いずれも12枚を一連 とし、150円券一連は1,500 円、300円券一連は3,000円 （以下「販売額」という。）とする。
28	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	温泉センター- 温泉施設 施設使用料 500円 /1回	537円	100%	537円	700円 (40%)	500円 /1回 (+0円)	
29	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	温泉センター- 温泉施設 (65歳以上又は小学生 以下) 施設使用料 400円 /1回	537円	100%	537円	600円 (50%)	400円 /1回 (+0円)	65歳以上又は小学生以下は100円 減額とする。
30	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	温泉センター- 多目的ホール 施設使用料 1,000円 /4時間	3,092円	100%	3,092円	1,400円 (40%)	1,400円 /4時間 (+400円)	
31	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	温泉センター- 研修室 施 設使用料 1,000円 /4時間	4,124円	100%	4,124円	1,400円 (40%)	1,400円 /4時間 (+400円)	
32	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	温泉センター- レンタサ イクル 施設使用料 1,000円 /4時間					1,000円 /4時間 (+0円)	H30.4.1新設のため

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
33	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	グラウンドゴルフ場 個人 施設使用料 100円 /1時間					100円 /1時間 （+0円）	H30.4.1新設のため
34	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	グラウンドゴルフ場 団体(10人以上) 施設使用料 1,000円 /1時間					1,000円 /1時間 （+0円）	H30.4.1新設のため
35	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	キャンプ場 キャンプサイト 施設使用料 2,000円 /1区画					2,000円 /1区画 （+0円）	H30.4.1新設のため
36	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	R Vパーク R Vパーク 施設使用料 2,000円 /1区画					2,000円 /1区画 （+0円）	H30.4.1新設のため
37	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	城の湯ふれあい館 ふれあいの間 A 施設使用料 500円 /4時間	4,392円	100%	4,392円	700円 (40%)	700円 /4時間 （+200円）	
38	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	城の湯ふれあい館 ふれあいの間 B 施設使用料 1,500円 /4時間	19,152円	100%	19,152円	2,100円 (40%)	2,100円 /4時間 （+600円）	
39	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	城の湯ふれあい館 趣味の間・調理研究室 施設使用料 400円 /4時間	3,164円	100%	3,164円	600円 (50%)	600円 /4時間 （+200円）	
40	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(R2.4.1)	城の湯ふれあい館 パーク キュ-炉 施設使用料 400円 /4時間					400円 /4時間 （+0円）	利用料金・時間等をR2に改定し、間もないため。
41	矢板市城の湯やすらぎの里設置条例及び 管理条例 H17.9.30(H29.12.14)	農産物展示即売所 施設使用料 5/100 /年間売上額					5/100 /年間売上額 （現行どおり）	現行の率によることが妥当であるため。
42-1	矢板市児童館設置及び管理条例 H17.9.30(H27.12.17)	児童館 矢板 施設使用料 無料 /					無料	厚労省ガイドラインにより、無料が望ましいため。
42-2	矢板市児童館設置及び管理条例 H17.9.30(H27.12.17)	児童館 東 施設使用料 無料 /					無料	厚労省ガイドラインにより、無料が望ましいため。
43-1	矢板市学童保育館設置及び管理条例 H17.9.30(H27.12.17)	学童保育館 矢板小 施設使用料 11,000円 /1月（上限）	35,168円	50%	17,584円	13,200円 (20%)	11,000円 /1月（上限） （+0円）	学童6施設の改定後平均原価（13,200+6,944+10,416+13,200+11,536+13,200）/6=11,416円、千円未満切捨て）を改定料金とした。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
43-2	矢板市学童保育館設置及び管理条例 H17.9.30(H27.12.17)	学童保育館 矢板小第二 施設使用料 11,000円 /1月（上限）	13,888円	50%	6,944円	13,200円（20%）	11,000円 /1月（上限）（+0円）	学童6施設の改定後平均原価 （13,200+6,944+10,416+13,200 +11,536+13,200）/6=11,416円、 千円未満切捨て）を改定料金とし た。
44-1	矢板市学童保育館設置及び管理条例 H17.9.30(H27.12.17)	学童保育館 東小 施設 使用料 11,000円 /1月（上限）	20,832円	50%	10,416円	13,200円（20%）	11,000円 /1月（上限）（+0円）	学童6施設の改定後平均原価 （13,200+6,944+10,416+13,200 +11,536+13,200）/6=11,416円、 千円未満切捨て）を改定料金とし た。
44-2	矢板市学童保育館設置及び管理条例 H17.9.30(H27.12.17)	学童保育館 川崎小 施 設使用料 11,000円 /1月（上限）	29,120円	50%	14,560円	13,200円（20%）	11,000円 /1月（上限）（+0円）	学童6施設の改定後平均原価 （13,200+6,944+10,416+13,200 +11,536+13,200）/6=11,416円、 千円未満切捨て）を改定料金とし た。
45-1	矢板市学童保育館設置及び管理条例 H17.9.30(H27.12.17)	学童保育館 泉小 施設 使用料 11,000円 /1月（上限）	23,072円	50%	11,536円	13,200円（20%）	11,000円 /1月（上限）（+0円）	学童6施設の改定後平均原価 （13,200+6,944+10,416+13,200 +11,536+13,200）/6=11,416円、 千円未満切捨て）を改定料金とし た。
45-2	矢板市学童保育館設置及び管理条例 H17.9.30(H27.12.17)	学童保育館 安沢小 施 設使用料 11,000円 /1月（上限）	38,080円	50%	19,040円	13,200円（20%）	11,000円 /1月（上限）（+0円）	学童6施設の改定後平均原価 （13,200+6,944+10,416+13,200 +11,536+13,200）/6=11,416円、 千円未満切捨て）を改定料金とし た。
46	矢板市きずな館設置及び管理条例 H23.3.22()	きずな館 施設使用料 無料 /					無料	きずな館を管理する社会福祉協議 会は民間の社会福祉活動の推進を 目的とし、営利を目的としない団 体であり、また、その施設は市民 活動の拠点としてボランティア等 で利用されるため、使用料につい ては無料としている。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
47	矢板市墓苑条例 H6.3.22(H8.3.19)	長峰墓苑 第1種墓苑使 用料 施設使用料 700,000円 /1区画					700,000円 /1区画 （+0円）	矢板市墓苑条例第13条の規定により、第1種の区画の使用料は700,000円としている。 墓苑の性質上、返還しない限りはずっとその区画を占有することになり、利用時間や面積を基に使用料を計算するにはなじまないうえに、途中で使用料を改定すると、現占有者との均衡が崩れることになり、現行料金のままとする。
48	矢板市墓苑条例	長峰墓苑 第2種墓苑使 用料 施設使用料 530,000円 /1区画					530,000円 /1区画 （+0円）	矢板市墓苑条例第13条の規定により、第2種の区画の使用料は530,000円としている。 墓苑の性質上、返還しない限りはずっとその区画を占有することになり、利用時間や面積を基に使用料を計算するにはなじまないうえに、途中で使用料を改定すると、現占有者との均衡が崩れることになり、現行料金のままとする。
49	矢板市墓苑条例	長峰墓苑 第3種墓苑使 用料 施設使用料 350,000円 /1区画					350,000円 /1区画 （+0円）	矢板市墓苑条例第13条の規定により、第3種の区画の使用料は350,000円としている。 墓苑の性質上、返還しない限りはずっとその区画を占有することになり、利用時間や面積を基に使用料を計算するにはなじまないうえに、途中で使用料を改定すると、現占有者との均衡が崩れることになり、現行料金のままとする。
50	矢板市墓苑条例	長峰墓苑 共用施設管理 料（手数料）					手数料につき改定対象外	
51	矢板市生涯学習館設置及び管理条例 H17.12.20()	生涯学習館 体育室 施 設使用料 1,500円 /午前、午後	15,812円	50%	7,906円	2,100円 (40%)	2,100円 /午前、午後 （+600円）	
52	矢板市生涯学習館設置及び管理条例 H17.12.20()	生涯学習館 会議室 施 設使用料 1,000円 /午前、午後	4,212円	50%	2,106円	1,400円 (40%)	1,400円 /午前、午後 （+400円）	

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
53	矢板市生涯学習館設置及び管理条例 H17.12.20()	生涯学習館 研修室(1) 施設使用料 2,000円 /午前、午後	8,136円	50%	4,068円	2,600円 (30%)	2,600円 /午前、午後 (+600円)	
54	矢板市生涯学習館設置及び管理条例 H17.12.20()	生涯学習館 研修室(2) 施設使用料 1,000円 /午前、午後	5,704円	50%	2,852円	1,400円 (40%)	1,400円 /午前、午後 (+400円)	
55	矢板市生涯学習館設置及び管理条例 H17.12.20()	生涯学習館 体育室 施設使用料 2,000円 /夜間	46,884円	50%	23,442円	2,600円 (30%)	2,600円 /夜間 (+600円)	
56	矢板市生涯学習館設置及び管理条例 H17.12.20()	生涯学習館 会議室 施設使用料 1,500円 /夜間	14,692円	50%	7,346円	2,100円 (40%)	2,100円 /夜間 (+600円)	
57	矢板市生涯学習館設置及び管理条例 H17.12.20()	生涯学習館 研修室(1) 施設使用料 2,500円 /夜間	64,672円	50%	32,336円	3,250円 (30%)	3,200円 /夜間 (+700円)	
58	矢板市生涯学習館設置及び管理条例 H17.12.20()	生涯学習館 研修室(2) 施設使用料 1,500円 /夜間	22,732円	50%	11,366円	2,100円 (40%)	2,100円 /夜間 (+600円)	
59	矢板市コミュニティホール設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(S55.3.31)	コミュニティホール 一般 施設使用料 3,000円 /午前、午後	6,156円	50%	3,078円	3,900円 (30%)	3,000円 /午前、午後 (+0円)	
60	矢板市コミュニティホール設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(S55.3.31)	コミュニティホール 一般 施設使用料 5,000円 /夜間	10,090円	50%	5,045円	6,500円 (30%)	5,000円 /夜間 (+0円)	
61	矢板市コミュニティホール設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(S55.3.31)	コミュニティホール 営利・宣伝 施設使用料 6,000円 /午前、午後	9,234円	50%	4,617円	7,800円 (30%)	4,600円 /午前、午後 (△1,400円)	割増率50%
62	矢板市コミュニティホール設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(S55.3.31)	コミュニティホール 営利・宣伝 施設使用料 10,000円 /夜間	15,135円	50%	7,568円	12,000円 (20%)	7,500円 /夜間 (△2,500円)	割増率50%
63	矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例 H17.9.30()	アリーナ 個人 施設使用料 100円 /人・回	3,347円	50%	1,674円	150円 (50%)	廃止	利用形態に合わせた使用料設定にするため廃止する。
64	矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例 H17.9.30()	アリーナ（部分利用） 団体（アマチュア） 施設使用料 500円 /1時間	3,707円	50%	1,854円	700円 (40%)	700円 /1時間 (+200円)	
65	矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例 H17.9.30()	アリーナ（部分利用） 団体（営利・宣伝） 施設使用料 5,000円 /1時間	32,961円	50%	16,481円	6,500円 (30%)	6,500円 /1時間 (+1,500円)	
66	矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例 H17.9.30()	アリーナ（部分利用） 屋内照明設備 照明施設使用料 300円 /1時間	2,176円	50%	1,088円	450円 (50%)	400円 /1時間 (+100円)	

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
67	矢板市農業者トレーニングセンター設置 及び管理条例 H17.9.30()	アリーナ（専用利用） 団体（アマチュア）施設使用料 1,000円 /1時間	7,123円	50%	3,562円	1,400円（40%）	1,400円 /1時間 （+400円）	
68	矢板市農業者トレーニングセンター設置 及び管理条例 H17.9.30()	アリーナ（専用利用） 団体（営利・宣伝）施設使用料 10,000円 /1時間	117,784円	50%	58,892円	12,000円（20%）	12,000円 /1時間 （+2,000円）	
69	矢板市農業者トレーニングセンター設置 及び管理条例 H17.9.30()	アリーナ（専用利用） 屋内照明設備 照明施設使用料 600円 /1時間	6,694円	50%	3,347円	840円（40%）	800円 /1時間 （+200円）	
70	矢板市農業者トレーニングセンター設置 及び管理条例 H17.9.30()	トレーニングルーム 個人 施設使用料 100円 /人・回	2,334円	50%	1,167円	150円（50%）	150円 /人・回 （+50円）	
71	矢板市農業者トレーニングセンター設置 及び管理条例 H17.9.30()	トレーニングルーム 団体 施設使用料 700円 /1時間	3,104円	50%	1,552円	980円（40%）	900円 /1時間 （+200円）	
72	矢板市農業者トレーニングセンター設置 及び管理条例 H17.9.30()	講習室 講習室 施設使用料 700円 /1時間	9,700円	50%	4,850円	980円（40%）	900円 /1時間 （+200円）	
73	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	会議室 会議室 施設使用料 1,000円 /午前、午後、夜間	2,720円	50%	1,360円	1,400円（40%）	1,300円 /午前、午後、夜間 （+300円）	
74	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	研修室 研修室 施設使用料 1,000円 /午前、午後、夜間	2,796円	50%	1,398円	1,400円（40%）	1,300円 /午前、午後、夜間 （+300円）	
75	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	農産加工室兼調理実習室 農産加工室兼調理実習室 施設使用料 1,000円 /午前、午後、夜間	2,628円	50%	1,314円	1,400円（40%）	1,300円 /午前、午後、夜間 （+300円）	
76	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール バレーボール（個人）施設使用料 200円 /午前、午後、夜間	3,084円	50%	1,542円	300円（50%）	200円 /午前、午後、夜間 （+0円）	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。
77	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール バレーボール（団体）施設使用料 2,000円 /午前、午後	4,848円	50%	2,424円	2,600円（30%）	2,000円 /午前、午後 （+0円）	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。
78	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール バレーボール（団体）施設使用料 3,000円 /夜間	8,484円	50%	4,242円	3,900円（30%）	3,000円 /夜間 （+0円）	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
79	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール卓球 施設使用 用料 200円 /午前、午後、夜間	5,712円	50%	2,856円	300円 (50%)	300円 /午前、午後、夜間 (+100円)	
80	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール集会等（入 場料無）施設使用料 3,000円 /午前	11,312円	50%	5,656円	3,900円 (30%)	3,000円 /午前 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。
81	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール 営利・宣伝 （入場料無）施設使用 料 7,000円 /午前	11,312円	50%	5,656円	9,100円 (30%)	7,000円 /午前 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。
82	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール集会等（入 場料有）施設使用料 7,000円 /午前	11,312円	50%	5,656円	9,100円 (30%)	7,000円 /午前 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。
83	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール 営利・宣伝 （入場料有）施設使用 料 14,000円 /午前	11,312円	50%	5,656円	16,800円 (20%)	14,000円 /午前 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。
84	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール集会等（入 場料無）施設使用料 5,000円 /午後	8,484円	50%	4,242円	6,500円 (30%)	5,000円 /午後 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。
85	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール 営利・宣伝 （入場料無）施設使用 料 10,000円 /午後	8,484円	50%	4,242円	12,000円 (20%)	10,000円 /午後 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。
86	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール集会等（入 場料有）施設使用料 10,000円 /午後	8,484円	50%	4,242円	12,000円 (20%)	10,000円 /午後 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。
87	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール 営利・宣伝 （入場料有）施設使用 料 20,000円 /午後	8,484円	50%	4,242円	24,000円 (20%)	20,000円 /午後 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。
88	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール集会等（入 場料無）施設使用料 6,000円 /夜間	8,484円	50%	4,242円	7,800円 (30%)	6,000円 /夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。
89	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール 営利・宣伝 （入場料無）施設使用 料 14,000円 /夜間	8,484円	50%	4,242円	16,800円 (20%)	14,000円 /夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。
90	矢板市農村環境改善センター設置、管理 及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール集会等（入 場料有）施設使用料 14,000円 /夜間	8,484円	50%	4,242円	16,800円 (20%)	14,000円 /夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
91	矢板市農村環境改善センター設置、管理及び使用料条例 H4.9.18(H17.9.30)	多目的ホール 営利・宣伝 （入場料有）施設使用料 28,000円 / 夜間	8,484円	50%	4,242円	33,600円 (20%)	28,000円 / 夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。
92	矢板市道の駅やいた設置及び管理条例 H22.9.30(H30.9.27)	農産物直売所 農産物直売所 施設使用料 販売額の20%に相当する額以内	4,626円				販売額の20%に相当する額以内 （現行どおり）	原価 4,626円/㎡ 平成30年度までは156,000円/月の利用料金であったが、平成31年度からの指定管理導入にあたり、独立採算方式により管理運営することを想定し、指定管理者収入となる利用料金の検討を行った。その結果、独立採算で運営できるよう「販売額の20%に相当する額以内」に利用料金の改定を行ったため、現行料金とする。
93	矢板市道の駅やいた設置及び管理条例 H22.9.30(H30.9.27)	農村レストラン 農村レストラン 施設使用料 販売額の20%に相当する額以内	4,667円				販売額の20%に相当する額以内 （現行どおり）	原価 4,667円/㎡ 平成30年度までは114,000円/月の利用料金であったが、平成31年度からの指定管理導入にあたり、独立採算方式により管理運営することを想定し、指定管理者収入となる利用料金の検討を行った。その結果、独立採算で運営できるよう「販売額の20%に相当する額以内」に利用料金の改定を行ったため、現行料金とする。
94	矢板市道の駅やいた設置及び管理条例 H22.9.30(H30.9.27)	農産物加工室 農産物加工室 施設使用料 100円 / 1時間	13,303円	50%	6,652円	150円 (50%)	100円 / 1時間 (+0円)	原価 13,303円/H 農産物加工室の使用料原価算定表では、建物全体の評価額で算定されているため、現行料金と原価に大きな差がある。実際の使用面積は8㎡と小さく、使用面積により原価算定をすると67円/Hとなることや指定管理者が利用料金により運営していることを考慮し、現行料金とする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
95	矢板市道の駅やいた設置及び管理条例 H22.9.30(H30.9.27)	多目的広場等 物品販売 等 施設使用料 200円 /㎡・1日	70円	50%	35円	300円 (50%)	200円 /㎡・1日 (+0円)	原価：70円/H 多目的広場等の使用料原価は現行 料金より少なく算定されている が、指定管理者が利用料金により 運営していることを考慮し、現行 料金とする。
96	矢板市道の駅やいた設置及び管理条例 H22.9.30(H30.9.27)	多目的広場等 集会、展 示会 施設使用料 100円 /㎡・1日	70円	50%	35円	150円 (50%)	100円 /㎡・1日 (+0円)	原価：70円/H 多目的広場等の使用料原価は現行 料金より少なく算定されている が、指定管理者が利用料金により 運営していることを考慮し、現行 料金とする。
97	矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び 管理条例 H22.3.26()	エコモデルハウス 施 設使用料 無料 /					無料	
98	矢板市農業集落排水処理施設条例 H17.9.30()、 矢板市農業集落排水事業受益者分担金徴 収条例H15.3.20()	水処理センター 沢、境 林 施設使用料 R3改定予定 /					R3改定予定	下水道事業会計にて改定
99	矢板市農業集落排水処理施設条例 H17.9.30()、 矢板市農業集落排水事業受益者分担金徴 収条例H15.3.20()	水処理センター 受益 者分担金 R3改定予定 /					R3改定予定	下水道事業会計にて改定

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
100	矢板市八方ヶ原牧場設置、管理及び使用料条例 H15.3.20(H17.9.30)	八方ヶ原牧場 6月齢以上15月齢未満 施設使用料 100円 /頭・日（市内）	754円	75%	566円	150円 (50%)	100円 /頭・日（市内）（+0円）	<p>原価 754円/頭・日(13,000頭見込み時原価245円) 現行料金の設定時の年間利用頭数が13,000頭を見込んで料金を設定していたが、原発事故後に放牧可能面積が減少したことに伴い、放牧頭数が大きく落ち込んだ。</p> <p>近隣市町に矢板市より低い料金設定の牧場があり、経営状況により、そうした牧場を選択する市内農家も出てきている。</p> <p>以上のことから、現在は原発事故の影響や需給における不確定な要素が多いことから、現行料金としたい。</p>
101	矢板市八方ヶ原牧場設置、管理及び使用料条例 H15.3.20(H17.9.30)	八方ヶ原牧場 15月齢以上 施設使用料 200円 /頭・日（市内）	754円	75%	566円	300円 (50%)	200円 /頭・日（市内）（+0円）	<p>原価 754円/頭・日(13,000頭見込み時原価245円) 現行料金の設定時の年間利用頭数が13,000頭を見込んで料金を設定していたが、原発事故後に放牧可能面積が減少したことに伴い、放牧頭数が大きく落ち込んだ。</p> <p>近隣市町に矢板市より低い料金設定の牧場があり、経営状況により、そうした牧場を選択する市内農家も出てきている。</p> <p>以上のことから、現在は原発事故の影響や需給における不確定な要素が多いことから、現行料金としたい。</p>

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
102	矢板市八方ヶ原牧場設置、管理及び使用料条例 H15.3.20(H17.9.30)	八方ヶ原牧場 6月齢以上15月齢未満 施設使用料 150円 /頭・日（市外）	754円	75%	566円	225円 (50%)	150円 /頭・日（市外）（+0円）	<p>原価 754円/頭・日(13,000頭見込み時原価245円) 現行料金の設定時の年間利用頭数が13,000頭を見込んで料金を設定していたが、原発事故後に放牧可能面積が減少したことに伴い、放牧頭数が大きく落ち込んだ。</p> <p>近隣市町に矢板市より低い料金設定の牧場があり、経営状況により、そうした牧場を選択する市内農家も出てきている。</p> <p>以上のことから、現在は原発事故の影響や需給における不確定な要素が多いことから、現行料金としたい。</p>
103	矢板市八方ヶ原牧場設置、管理及び使用料条例 H15.3.20(H17.9.30)	八方ヶ原牧場 15月齢以上 施設使用料 300円 /頭・日（市外）	754円	75%	566円	450円 (50%)	300円 /頭・日（市外）（+0円）	<p>原価 754円/頭・日(13,000頭見込み時原価245円) 現行料金の設定時の年間利用頭数が13,000頭を見込んで料金を設定していたが、原発事故後に放牧可能面積が減少したことに伴い、放牧頭数が大きく落ち込んだ。</p> <p>近隣市町に矢板市より低い料金設定の牧場があり、経営状況により、そうした牧場を選択する市内農家も出てきている。</p> <p>以上のことから、現在は原発事故の影響や需給における不確定な要素が多いことから、現行料金としたい。</p>
104	矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例 H17.9.30()	交流促進センター 施設使用料 無料					無料	<p>八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例、施行規則に施設使用料の規定はなく、使用実績もない。また今後も使用料を徴する考えはない。</p>

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
105	矢板市道路占用徴収条例 S60.6.21(H30.3.22)	法第32条第1項工作物 等 道路占用 各種					各種（現行どおり）	道路法施行令の改正に合わせて改定を行うため。
106	矢板市道路占用徴収条例 S60.6.21(H30.3.22)	法施行令第7条工作物 等 道路占用 各種					各種（現行どおり）	道路法施行令の改正に合わせて改定を行うため。
107	矢板市公共物管理条例 H14.3.20()	電柱、管類、通路、土 石等 公共物使用料 各種					各種（現行どおり）	
108	矢板市市営駐車場条例 S59.6.22(H28.6.22)	一般 矢板駅前 施設使 用料 300円 /12時間	123円	100%	123円	450円 (50%)	300円 /12時間 (+0円)	民間駐車場の経営圧迫となるため 料金は現行どおりとする。
109	矢板市市営駐車場条例 S59.6.22(H28.6.22)	一般 片岡駅東口 施設 使用料 300円 /12時間	113円	100%	113円	450円 (50%)	300円 /12時間 (+0円)	民間駐車場の経営圧迫となるため 料金は現行どおりとする。
110	矢板市市営駐車場条例 S59.6.22(H28.6.22)	一般 片岡駅西口 施設 使用料 300円 /12時間	91円	100%	91円	450円 (50%)	300円 /12時間 (+0円)	民間駐車場の経営圧迫となるため 料金は現行どおりとする。
111	矢板市市営駐車場条例 S59.6.22(H28.6.22)	一般 片岡 施設使 用料 200円 /12時間	65円	100%	65円	300円 (50%)	200円 /12時間 (+0円)	民間駐車場の経営圧迫となるため 料金は現行どおりとする。
112	矢板市市営駐車場条例 S59.6.22(H28.6.22)	一般 本町 施設使 用料 200円 /12時間	80円	100%	80円	300円 (50%)	200円 /12時間 (+0円)	民間駐車場の経営圧迫となるため 料金は現行どおりとする。
113	矢板市市営駐車場条例 S59.6.22(H28.6.22)	定期 矢板駅前 施設使 用料 5,000円 /1月	4,442円	100%	4,442円	6,500円 (30%)	5,000円 /1月 (+0円)	民間駐車場の経営圧迫となるため 料金は現行どおりとする。
114	矢板市市営駐車場条例 S59.6.22(H28.6.22)	定期 片岡駅東口 施設 使用料 4,000円 /1月	4,068円	100%	4,068円	5,200円 (30%)	4,000円 /1月 (+0円)	民間駐車場の経営圧迫となるため 料金は現行どおりとする。
115	矢板市市営駐車場条例 S59.6.22(H28.6.22)	定期 片岡駅西口 施設 使用料 4,000円 /1月	3,290円	100%	3,290円	5,200円 (30%)	4,000円 /1月 (+0円)	民間駐車場の経営圧迫となるため 料金は現行どおりとする。
116	矢板市市営駐車場条例 S59.6.22(H28.6.22)	定期 片岡 施設使 用料 3,500円 /1月	2,358円	100%	2,358円	4,550円 (30%)	3,500円 /1月 (+0円)	民間駐車場の経営圧迫となるため 料金は現行どおりとする。
117	矢板市市営駐車場条例 S59.6.22(H28.6.22)	定期 本町 施設使 用料 4,000円 /1月	2,891円	100%	2,891円	5,200円 (30%)	4,000円 /1月 (+0円)	民間駐車場の経営圧迫となるため 料金は現行どおりとする。
118	矢板市自転車駐車場設置及び管理条例 H3.3.14(H27.3.20)	矢板駅東 施設使用料 無料 /	0円				無料	算出原価 1円未満
119	矢板市自転車駐車場設置及び管理条例 H3.3.14(H27.3.20)	片岡駅東 施設使用料 無料 /	0円				無料	算出原価 1円未満
120	矢板市自転車駐車場設置及び管理条例 H3.3.14(H27.3.20)	矢板駅西 施設使用料 無料 /	0円				無料	算出原価 1円未満
121	矢板市自転車駐車場設置及び管理条例 H3.3.14(H27.3.20)	片岡駅西 施設使用料 無料 /	1円				無料	算出原価 1円につき切り捨て
122	矢板市都市公園条例 S44.4.1(H30.3.22)	都市公園 施設使用料 各種 /					各種（現行どおり）	

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
123	矢板市市営住宅条例 H9.6.30(H30.3.22)、 矢板市特定公共賃貸住宅条例 H8.9.30(H20.3.25)	市営住宅駐車場 中 施設使用料 2,000円 / 区画・月					2,000円 / 区画・月（+0円）	近傍の民間駐車場料金等を勘案し使用料を設定してあるため、現行どおりとする。
124	矢板市市営住宅条例 H9.6.30(H30.3.22)、 矢板市特定公共賃貸住宅条例 H8.9.30(H20.3.25)	市営住宅駐車場 高倉 施設使用料 2,000円 / 区画・月					2,000円 / 区画・月（+0円）	近傍の民間駐車場料金等を勘案し使用料を設定してあるため、現行どおりとする。
125	矢板市市営住宅条例 H9.6.30(H30.3.22)、 矢板市特定公共賃貸住宅条例 H8.9.30(H20.3.25)	市営住宅駐車場 石関 施設使用料 2,500円 / 区画・月					2,500円 / 区画・月（+0円）	近傍の民間駐車場料金等を勘案し使用料を設定してあるため、現行どおりとする。
126	矢板市市営住宅条例 H9.6.30(H30.3.22)、 矢板市特定公共賃貸住宅条例 H8.9.30(H20.3.25)	市営住宅駐車場 乙畑 施設使用料 2,500円 / 区画・月					2,500円 / 区画・月（+0円）	近傍の民間駐車場料金等を勘案し使用料を設定してあるため、現行どおりとする。
127	矢板市市営住宅条例 H9.6.30(H30.3.22)、 矢板市特定公共賃貸住宅条例 H8.9.30(H20.3.25)	市営住宅駐車場 上太田 施設使用料 2,000円 / 区画・月					2,000円 / 区画・月（+0円）	近傍の民間駐車場料金等を勘案し使用料を設定してあるため、現行どおりとする。
128	矢板市市営住宅条例 H9.6.30(H30.3.22)、 矢板市特定公共賃貸住宅条例 H8.9.30(H20.3.25)	市営住宅駐車場 乙畑 （特公賃）施設使用料 2,500円 / 区画・月					2,500円 / 区画・月（+0円）	近傍の民間駐車場料金等を勘案し使用料を設定してあるため、現行どおりとする。
129	矢板市下水道条例 H2.12.26(R1.6.20)、 矢板市公共下水道事業受益者負担金に関する条例H2.12.26(H19.12.21)	公共下水道 施設使用料 R3改定予定 /					R3改定予定	下水道事業会計にて改定
130	矢板市下水道条例 H2.12.26(R1.6.20)、 矢板市公共下水道事業受益者負担金に関する条例H2.12.26(H19.12.21)	公共下水道 受益者負担金 R3改定予定 /					R3改定予定	下水道事業会計にて改定
131	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 大会議室 施設使用料 2,000円 / 午前、午後	4,064円	50%	2,032円	2,600円 (30%)	2,000円 / 午前、午後（+0円）	
132	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 研修室 施設使用料 1,000円 / 午前、午後	2,008円	50%	1,004円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後（+0円）	第一・第二を合計して算出

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
133	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 和室 1 階 施設使用料 500円 / 午前、午後	1,003円	50%	502円	700円 (40%)	500円 / 午前、午後 (+0円)	
134	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 和室 2 階 施設使用料 1,000円 / 午前、午後	2,098円	50%	1,049円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後 (+0円)	
135	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 調理室 施 設使用料 1,000円 / 午前、午後	2,107円	50%	1,054円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後 (+0円)	
136	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 実習室 施 設使用料 1,000円 / 午前、午後	2,087円	50%	1,044円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後 (+0円)	
137	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 団体事務室 施設使用料 1,000円 / 午前、午後	2,013円	50%	1,007円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後 (+0円)	
138	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 展示場 施 設使用料 1,000円 / 午前、午後	699円	50%	350円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とす る。
139	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 大会議室 施設使用料 2,500円 / 夜間	5,077円	50%	2,539円	3,250円 (30%)	2,500円 / 夜間 (+0円)	
140	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 研修室 施 設使用料 1,500円 / 夜間	3,066円	50%	1,533円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	第一・第二を合計して算出
141	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 和室 1 階 施設使用料 800円 / 夜間	1,659円	50%	830円	1,120円 (40%)	800円 / 夜間 (+0円)	
142	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 和室 2 階 施設使用料 1,500円 / 夜間	3,012円	50%	1,506円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	
143	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 調理室 施 設使用料 1,500円 / 夜間	419円	50%	210円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とす る。
144	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 実習室 施 設使用料 1,500円 / 夜間	3,097円	50%	1,549円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	
145	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 団体事務室 施設使用料 1,500円 / 夜間	3,055円	50%	1,528円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	
146	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 展示場 施 設使用料 1,500円 / 夜間	1,223円	50%	612円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とす る。
147	矢板市公民館使用料条例 S30.7.21(S61.3.18)	矢板公民館 映写機 備 品使用料 500円 / 1回	270円	50%	135円	700円 (40%)	500円 / 1回 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を 図るため利用料金を現状維持とす る。
148	矢板市基幹集落センター-設置、管理及び使 用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 集会室 施設 使用料 2,000円 / 午前、午後	4,024円	50%	2,012円	2,600円 (30%)	2,000円 / 午前、午後 (+0円)	

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
149	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 研修室 施設 使用料 1,000円 /午前、午後	2,076円	50%	1,038円	1,400円 (40%)	1,000円 /午前、午後 (+0円)	1階・2階合計して算出
150	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 視聴覚室 施設 使用料 1,000円 /午前、午後	2,080円	50%	1,040円	1,400円 (40%)	1,000円 /午前、午後 (+0円)	
151	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 会議室 施設 使用料 1,000円 /午前、午後	2,132円	50%	1,066円	1,400円 (40%)	1,000円 /午前、午後 (+0円)	
152	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 調理室 施設 使用料 1,000円 /午前、午後	2,005円	50%	1,003円	1,400円 (40%)	1,000円 /午前、午後 (+0円)	
153	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 展示場 施設 使用料 1,000円 /午前、午後	114円	50%	57円	1,400円 (40%)	1,000円 /午前、午後 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。
154	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 集会室 施設 使用料 2,500円 /夜間	480円	50%	240円	3,250円 (30%)	2,500円 /夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。
155	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 研修室 施設 使用料 1,500円 /夜間	266円	50%	133円	2,100円 (40%)	1,500円 /夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。 1階・2階合計して算出
156	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 視聴覚室 施設 使用料 1,500円 /夜間	3,027円	50%	1,514円	2,100円 (40%)	1,500円 /夜間 (+0円)	
157	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 会議室 施設 使用料 1,500円 /夜間	230円	50%	115円	2,100円 (40%)	1,500円 /夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。
158	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 調理室 施設 使用料 1,500円 /夜間	187円	50%	94円	2,100円 (40%)	1,500円 /夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。
159	矢板市基幹集落センタ-設置、管理及び使用料条例 S53.3.24(H15.3.20)	泉公民館 展示場 施設 使用料 1,500円 /夜間	200円	50%	100円	2,100円 (40%)	1,500円 /夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 (イ)	負担率 (ロ)	負担額（ハ） (イ) × (ロ)	改定額上限 (上限改定率)	改定料金 (現料金との比較)	備考 (特記事項又は特殊事情)
160	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 研修室 施設使用料 2,000円 / 午前、午後	4,075円	50%	2,038円	2,600円 (30%)	2,000円 / 午前、午後 (+0円)	
161	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 指導室 施設使用料 1,000円 / 午前、午後	2,020円	50%	1,010円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後 (+0円)	
162	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 集会室 施設使用料 1,000円 / 午前、午後	2,067円	50%	1,034円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後 (+0円)	
163	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 相談室 施設使用料 1,000円 / 午前、午後	2,165円	50%	1,083円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後 (+0円)	
164	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 実習室 施設使用料 1,000円 / 午前、午後	2,117円	50%	1,059円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後 (+0円)	
165	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 展示場 施設使用料 1,000円 / 午前、午後	246円	50%	123円	1,400円 (40%)	1,000円 / 午前、午後 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。
166	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 研修室 施設使用料 2,500円 / 夜間	5,161円	50%	2,581円	3,250円 (30%)	2,500円 / 夜間 (+0円)	
167	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 指導室 施設使用料 1,500円 / 夜間	3,077円	50%	1,539円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	
168	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 集会室 施設使用料 1,500円 / 夜間	3,052円	50%	1,526円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	
169	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 相談室 施設使用料 1,500円 / 夜間	3,074円	50%	1,537円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	
170	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 実習室 施設使用料 1,500円 / 夜間	3,147円	50%	1,574円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	
171	矢板市就業改善センタ-設置、管理及び使用料条例 S54.9.20(H15.3.20)	片岡公民館 展示場 施設使用料 1,500円 / 夜間	431円	50%	216円	2,100円 (40%)	1,500円 / 夜間 (+0円)	利用実績が無いので、利用促進を図るため利用料金を現状維持とする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
172	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール 施設使 用料 12,000円 /9時～12時				14,400円 (20%)	12,000円 /9時～12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
173	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール 施設使 用料 4,000円 /9時～12時				5,200円 (30%)	4,000円 /9時～12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
174	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール楽屋 施 設使用料 500円 /9時～12時				700円 (40%)	500円 /9時～12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
175	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール楽屋 施 設使用料 300円 /9時～12時				450円 (50%)	300円 /9時～12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
176	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 浴室 施設使 用料 300円 /9時～12時				450円 (50%)	300円 /9時～12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
177	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第一) 施設使用料 1,000円 /9時～12時				1,400円 (40%)	1,000円 /9時～12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
178	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第二) 施設使用料 800円 /9時～12時				1,120円 (40%)	800円 /9時～12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
179	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第三) 施設使用料 500円 /9時～12時				700円 (40%)	500円 /9時～12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
180	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 楽屋事務室 施設使用料 300円 /9時～12時				450円 (50%)	300円 /9時～12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
181	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール 施設使用料 17,000円 /13時～17時				20,400円 (20%)	17,000円 /13時～17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
182	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール 施設使用料 5,000円 /13時～17時				6,500円 (30%)	5,000円 /13時～17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
183	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール楽屋 施設使用料 600円 /13時～17時				840円 (40%)	600円 /13時～17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
184	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール楽屋 施設使用料 400円 /13時～17時				600円 (50%)	400円 /13時～17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
185	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 浴室 施設使用料 300円 /13時～17時				450円 (50%)	300円 /13時～17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
186	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第一) 施設使用料 1,000円 /13時～17時				1,400円 (40%)	1,000円 /13時～17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
187	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第二) 施設使用料 800円 /13時～17時				1,120円 (40%)	800円 /13時～17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
188	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第三) 施設使用料 500円 /13時～17時				700円 (40%)	500円 /13時～17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
189	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 楽屋事務室 施設使用料 400円 /13時～17時				600円 (50%)	400円 /13時～17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
190	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール 施設使用料 20,000円 /18時～22時				24,000円 (20%)	20,000円 /18時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
191	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール 施設使用料 6,000円 /18時～22時				7,800円 (30%)	6,000円 /18時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
192	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール楽屋 施設使用料 800円 /18時～22時				1,120円 (40%)	800円 /18時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
193	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール楽屋 施設使用料 600円 /18時～22時				840円 (40%)	600円 /18時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
194	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 浴室 施設使用料 300円 /18時～22時				450円 (50%)	300円 /18時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
195	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第一) 施設使用料 1,200円 /18時～22時				1,680円 (40%)	1,200円 /18時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
196	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第二) 施設使用料 1,000円 /18時～22時				1,400円 (40%)	1,000円 /18時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
197	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第三) 施設使用料 800円 /18時～22時				1,120円 (40%)	800円 /18時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
198	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 楽屋事務室 施設使用料 600円 /18時～22時				840円 (40%)	600円 /18時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
199	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール 施設使用料 45,000円 /9時～22時				54,000円 (20%)	45,000円 /9時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
200	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール 施設使用料 13,000円 /9時～22時				15,600円 (20%)	13,000円 /9時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
201	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール楽屋 施設使用料 1,500円 /9時～22時				2,100円 (40%)	1,500円 /9時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
202	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール楽屋 施設使用料 1,000円 /9時～22時				1,400円 (40%)	1,000円 /9時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
203	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 浴室 施設使用料 600円 /9時～22時				840円 (40%)	600円 /9時～22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
204	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第一) 施設使用料 2,000円 /9時~22時				2,600円 (30%)	2,000円 /9時~22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
205	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第二) 施設使用料 1,700円 /9時~22時				2,380円 (40%)	1,700円 /9時~22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
206	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 練習室(第三) 施設使用料 1,200円 /9時~22時				1,680円 (40%)	1,200円 /9時~22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
207	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 楽屋事務室 施設使用料 1,000円 /9時~22時				1,400円 (40%)	1,000円 /9時~22時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
208	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール（土・ 日・祝日）施設使用料 15,000円 /9時~12時				18,000円 (20%)	15,000円 /9時~12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
209	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール（土・ 日・祝日）施設使用料 5,000円 /9時~12時				6,500円 (30%)	5,000円 /9時~12時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
210	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール（土・ 日・祝日）施設使用料 20,000円 /13時~17時				24,000円 (20%)	20,000円 /13時~17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
211	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール（土・ 日・祝日）施設使用料 6,000円 /13時~17時				7,800円 (30%)	6,000円 /13時~17時 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
212	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール（土・ 日・祝日）施設使用料 27,000円 /18時～22時				32,400円（20%）	27,000円 /18時～22時（+0円）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
213	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール（土・ 日・祝日）施設使用料 8,000円 /18時～22時				10,400円（30%）	8,000円 /18時～22時（+0円）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
214	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール（土・ 日・祝日）施設使用料 55,000円 /9時～22時				66,000円（20%）	55,000円 /9時～22時（+0円）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
215	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール（土・ 日・祝日）施設使用料 15,000円 /9時～22時				18,000円（20%）	15,000円 /9時～22時（+0円）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
216	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール(冷 房) 冷暖房使用料 4,000円 /1時間				5,200円（30%）	4,000円 /1時間（+0円）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
217	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 大ホール(暖 房) 冷暖房使用料 3,000円 /1時間				3,900円（30%）	3,000円 /1時間（+0円）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
218	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール(冷 房) 冷暖房使用料 1,500円 /1時間				2,100円（40%）	1,500円 /1時間（+0円）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
219	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 小ホール(暖 房) 冷暖房使用料 1,000円 /1時間				1,400円（40%）	1,000円 /1時間（+0円）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
220	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 その他（冷 房）冷暖房使用料 500円 /1時間				700円 (40%)	500円 /1時間 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
221	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 その他（冷 房）冷暖房使用料 300円 /1時間				450円 (50%)	300円 /1時間 (+0円)	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
222	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 舞台関係 附 属設備等使用料 各種					各種（現行どおり）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
223	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 照明関係 附 属設備等使用料 各種					各種（現行どおり）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
224	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 音響関係 附 属設備等使用料 各種					各種（現行どおり）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
225	矢板市文化会館条例 S56.3.20(H17.9.30)、 矢板市文化会館条例施行規則 S56.6.1(H17.9.30)	文化会館 その他 附属 設備等使用料 各種					各種（現行どおり）	令和元年台風19号による被災のため、現在使用できないこと、また、当該施設の在り方について検討がされていることから、現行どおりとする。
226	矢板市立郷土資料館設置条例 S54.7.2(H22.9.30)、 矢板市郷土資料館設置条例施行規則 H7.4.1(H24.2.1)	郷土資料館 施設入場 料 無料 /					無料	博物館法第23条に基づき無料が原則。また、社会教育施設として学校教育の補完的役割が大きいため無料とする。
227	矢板市立矢板武記念館設置条例 H10.6.23(H26.3.26)	矢板武記念館 個人 施 設入場料 100円 /人・回	737円	50%	369円	150円 (50%)	150円 /人・回 (+50円)	
228	矢板市立矢板武記念館設置条例 H10.6.23(H26.3.26)	矢板武記念館 団体 施 設入場料 60円 /1人	737円	50%	369円	90円 (50%)	90円 /1人 (+30円)	
229	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市体育館 個人 施 設使用料 100円 /1人	432円	50%	216円	150円 (50%)	廃止	利用形態に合わせた使用料設定に するため廃止する。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
230	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市体育館 団体（専 用）施設使用料 1,000円 /1時間	2,594円	50%	1,297円	1,400円（40%）	1,200円 /1時間 （+200円）	
231	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市体育館 団体（部 分）施設使用料 500円 /1時間	1,258円	50%	629円	700円（40%）	600円 /1時間 （+100円）	
232	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市体育館 照明設備 （専用）照明施設使用 料 700円 /1時間	2,256円	50%	1,128円	980円（40%）	900円 /1時間 （+200円）	
233	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市体育館 照明設備 （部分）照明施設使用 料 350円 /1時間	2,256円	50%	1,128円	525円（50%）	500円 /1時間 （+150円）	
234	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	日新体育館 個人 施設 使用料 50円 /人・1時間	206円	50%	103円	75円（50%）	廃止	利用形態に合わせた使用料設定に するため廃止する。
235	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	日新体育館 団体（専 用）施設使用料 500円 /1時間	1,276円	50%	638円	700円（40%）	600円 /1時間 （+100円）	
236	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	長井体育館 個人 施設 使用料 50円 /人・1時間	218円	50%	109円	75円（50%）	廃止	利用形態に合わせた使用料設定に するため廃止する。
237	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	長井体育館 団体（専 用）施設使用料 500円 /1時間	1,276円	50%	638円	700円（40%）	600円 /1時間 （+100円）	
238	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	上伊佐野体育館 個人 施設使用料 50円 /人・1時間	458円	50%	229円	75円（50%）	廃止	利用形態に合わせた使用料設定に するため廃止する。
239	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	上伊佐野体育館 団体 （専用）施設使用料 500円 /1時間	1,276円	50%	638円	700円（40%）	600円 /1時間 （+100円）	
240	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市武道館 個人 施 設使用料 200円 /人・1時間	719円	50%	360円	300円（50%）	300円 /人・1時間 （+100円）	
241	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市武道館 団体（柔 道場）施設使用料 500円 /1時間	1,242円	50%	621円	700円（40%）	600円 /1時間 （+100円）	
242	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市武道館 団体（剣 道場）施設使用料 800円 /1時間	2,057円	50%	1,029円	1,120円（40%）	1,000円 /1時間 （+200円）	
243	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市武道館 照明設備 （専用）照明施設使用 料 300円 /1時間	1,639円	50%	820円	450円（50%）	400円 /1時間 （+100円）	
244	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市武道館 照明設備 （部分）照明施設使用 料 150円 /1時間	897円	50%	449円	225円（50%）	200円 /1時間 （+50円）	

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
245	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市弓道場 個人 施設使用料 200円 /人・1時間	859円	50%	430円	300円 (50%)	300円 /人・1時間 (+100円)	
246	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市弓道場 団体 施設使用料 400円 /1時間	1,016円	50%	508円	600円 (50%)	500円 /1時間 (+100円)	
247	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市弓道場 団体（午後6時以降）施設使用料 800円 /1時間	2,002円	50%	1,001円	1,120円 (40%)	廃止	（午後6時以降）の区分を廃止。
247-1	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	矢板市弓道場 照明設備 照明施設使用料	897円				200円 /1時間 (+200円)	新設 No.244矢板市武道館照明設備使用料（部分）に準じ設定。
248	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	日新多目的グラウンド 個人 施設使用料 100円 /人・1時間	1,793円	50%	897円	150円 (50%)	廃止	利用形態に合わせた使用料設定にするため廃止する。
249	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	日新多目的グラウンド 団体（専用）施設使用料 1,000円 /1時間	2,543円	50%	1,272円	1,400円 (40%)	1,200円 /1時間 (+200円)	
250	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	日新多目的グラウンド 団体（部分）施設使用料 500円 /1時間	1,259円	50%	630円	700円 (40%)	600円 /1時間 (+100円)	
251	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	片岡運動場 専用 施設使用料 700円 /1時間	6,449円	50%	3,225円	980円 (40%)	900円 /1時間 (+200円)	
252	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	片岡運動場 部分 施設使用料 350円 /1時間	6,449円	50%	3,225円	525円 (50%)	500円 /1時間 (+150円)	
253	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	片岡運動場 照明設備 照明施設使用料 2,000円 /1時間	4,824円	50%	2,412円	2,600円 (30%)	2,400円 /1時間 (+400円)	
254	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	片岡運動広場 施設使用料 無料 /1時間	2,940円	50%	1,470円		100円 /1時間 (+100円)	無料から有料（上限額100円）
255	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	泉運動場 専用 施設使用料 700円 /1時間	3,877円	50%	1,939円	980円 (40%)	900円 /1時間 (+200円)	
256	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	泉運動場 部分 施設使用料 350円 /1時間	1,420円	50%	710円	525円 (50%)	500円 /1時間 (+150円)	
256-1	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.21)	とちぎフットボールセンター 営利 施設使用料 30円 /㎡・日					現行どおり	H30新設のため。
257	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	陸上競技場 個人 施設使用料 100円 /人・1時間	1,136円	50%	568円	150円 (50%)	廃止	利用形態に合わせた使用料設定にするため廃止する。

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
258	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	陸上競技場 団体 （フィールド）施設使 用料 1,000円 /1時間	2,473円	50%	1,237円	1,400円（40%）	1,200円 /1時間 （+200円）	
259	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	陸上競技場 団体（ト ラック）施設使用料 500円 /1時間	1,226円	50%	613円	700円（40%）	600円 /1時間 （+100円）	
260	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	サッカー場 個人 施設使 用料 50円 /1時間	6,301円	50%	3,151円	75円（50%）	廃止	利用形態に合わせた使用料設定に するため廃止する。
261	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	サッカー場 団体（専 用）施設使用料 500円 /1時間	1,256円	50%	628円	700円（40%）	600円 /1時間 （+100円）	
262	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	テニスコート1面 施設 使用料 300円 /1時間	2,346円	50%	1,173円	450円（50%）	400円 /1時間 （+100円）	
263	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	テニスコート 照明設備 （専用）照明施設使用 料 700円 /1時間	2,412円	50%	1,206円	980円（40%）	900円 /1時間 （+200円）	
264	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	テニスコート 照明設備 （部分）照明施設使用 料 350円 /1時間	3,652円	50%	1,826円	525円（50%）	500円 /1時間 （+150円）	
265	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	相撲場 専用 施設使用 料 500円 /1時間	1,385円	50%	693円	700円（40%）	600円 /1時間 （+100円）	
266	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	相撲場 専用（午後6時 以降）施設使用料 1,000円 /1時間	2,544円	50%	1,272円	1,400円（40%）	1,200円 /1時間 （+200円）	
267	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	多目的グラウンド 個人 施設使用料 100円 /人・1時間	1,763円	50%	882円	150円（50%）	廃止	利用形態に合わせた使用料設定に するため廃止する。
268	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	多目的グラウンド 団体 （専用）施設使用料 1,000円 /1時間	2,477円	50%	1,239円	1,400円（40%）	1,200円 /1時間 （+200円）	
269	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	多目的グラウンド 団体 （部分）施設使用料 500円 /1時間	1,247円	50%	624円	700円（40%）	600円 /1時間 （+100円）	
270	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	多目的グラウンド 照明設 備（専用）照明施設使 用料 5,800円 /1時間	14,039円	50%	7,020円	7,540円（30%）	7,000円 /1時間 （+1,200円）	
270 -1	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	多目的グラウンド 照明設 備（専用）（8基部分 灯）照明施設使用料 2,700円 /1時間	6,558円	50%	3,279円	3,510円（30%）	3,200円 /1時間 （+500円）	

別表 1 矢板市使用料改定一覧表（案）

No.	根拠条例等及び使用料等名称 当初施行年月日（最終施行年月日）	矢板市現行料金	原価 （イ）	負担率 （ロ）	負担額（ハ） （イ）×（ロ）	改定額上限 （上限改定率）	改定料金 （現料金との比較）	備考 （特記事項又は特殊事情）
271	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	多目的グラウンド 照明設 備（部分） 照明施設使 用料 3,400円 /1時間	8,054円	50%	4,027円	4,420円 (30%)	4,000円 /1時間 （+600円）	
271 -1	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.21)	多目的グラウンド 照明設 備（部分）（4基部分 灯） 照明施設使用料 1,400円 /1時間	3,307円	50%	1,654円	1,960円 (40%)	1,600円 /1時間 （+200円）	
272	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	野球場 専用 施設使用 料 1,500円 /1時間	4,180円	50%	2,090円	2,100円 (40%)	2,000円 /1時間 （+500円）	
273	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	野球場 会議室 施設使 用料 500円 /1時間	1,296円	50%	648円	700円 (40%)	600円 /1時間 （+100円）	
274	矢板市体育施設設置及び管理条例 H17.9.30(H31.3.20)	プール 個人 施設使用 料 200円 /人・回	1,956円	50%	978円	300円 (50%)	300円 /人・回 （+100円）	
275	矢板市水道事業給水条例 H10.3.30(R1.9.19)	水道施設 水道料金 R3改定予定 /					R3改定予定	水道事業会計にて改定
276	矢板市水道事業給水条例 H10.3.30(R1.9.19)	水道施設 水道加入金 R3改定予定 /					R3改定予定	水道事業会計にて改定
277	コロナ矢板排水処理施設条例 H19.12.21()	コロナ矢板水処理セ ンター 施設使用料 R3改定予定 /					R3改定予定	下水道事業会計にて改定